

告発状

2024年（令和6年）5月2日

名古屋地方検察庁特捜部 御中

名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 502

電話 052-953-8052

FAX 052-953-8050

告発人 名古屋市民オンブズマン 代表 新海 聡

被告発人 別紙被告発人目録記載の自由民主党

愛知県支部連合会の代表者および会計責任者

第1 告発の趣旨

被告発人らは平成30年から令和4年までの間、自由民主党愛知県支部連合会の代表者および会計責任者の職にある者であるところ、告発事実記載の行為は政治資金規正法条25項1項2号に該当すると思料されるため、被告発人らを厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発事実

被告発人らは、政治資金規正法12条1項、18条4項により、愛知県選挙管理委員会に提出すべき自由民主党愛知県支部連合会の政治資金収支報告書につき、同条項に記載したされたすべての収入および支出について記載すべき義務があるにもかかわらず、各年度の代表者および会計責任者において共謀の上、

第1 自由民主党各支部に対する支出の記載につき、平成30年は15,412,850円、令和元年は16,896,750円、令和2年は14,186,800円、令和3年は14,315,500円、令和4年は16,

922,750円の支出を記載しない虚偽記入をし、

第2 自由民主党各支部からの収入について、平成30年は2,333,000円、令和元年は2,256,000円、令和2年は2,330,000円、令和3年は2,462,000円、令和4年は2,564,000円の各収入を記載しない虚偽の記入をし、

それぞれの収支報告書について愛知県選挙管理委員会に提出したものである。

被告発人らの前記行為は、政治資金規正法25条1項2号及び刑法60条に違反すると思料するので、本告発をする。

第3 告発の基礎となる事実

1 自由民主党愛知県支部連合会はその他の政治団体として、政治資金規正法18条4項に基づき、各支部への政治活動費のすべての支出および各支部から受領したすべての収入について記載することを義務づけられている。

2 支出の未記載

(1) しかしながら、自由民主党愛知県支部連合会は、愛知県内の各支部に政治活動費を交付しているところ、各支部が自由民主党愛知県支部連合会からの収入として記載した金額に対応する支出を自由民主党愛知県支部連合会が支出として記載していないことが、政治資金収支報告書の突合によって判明した。各支部が収入として記載した金額と同連合会が支出として過小計上した金額の差は、平成30年は15,412,850円、令和元年は16,896,750円、令和2年は14,186,800円、令和3年は14,315,500円、令和4年は16,922,750円と、過去五年間で合計77,734,650円に上る。

かかる事実は、自由民主党愛知県支部連合会において、各支部が収入として記載した金額と同額以上の政治活動費を支出しておりながら、これを政治資金収支報告書に記載していないことを意味する。

(2) 加えて、このような支出の未記載は、告発対象とした平成30年よりも前から、毎年1400万円～1600万円の金額で恒常的に生じていた。

こうした、自由民主党愛知県支部連合会が記載しなかった支出は、金額においても、未記載の期間からみても、たまたま記載を失念した、というレベルのものではない。そして、これらの未記載は代表者および会計責任者が交代しても恒常的に行われている点にかんがみれば、自由民主党愛知県支部連合会内部で組織的に行われているとみるほかない。

3 収入の未記載

(1) 自由民主党愛知県支部連合会と県内の各支部との間の収支に関しては、各支部が自由民主党愛知県支部連合会に支払った資金の未記載も恒常化している。

(2) 各支部からの収入の未記載は、平成30年は2,333,000円、令和元年は2,256,000円、令和2年は2,330,000円、令和3年は2,462,000円、令和4年は2,564,000円に上る。この五年間では、合計で11,945,000円の収入が記載されていないことになる。

(3) 収入未記載は自由民主党愛知県支部連合会の裏金にもなりうるものであり、極めて違法性が高い。

4 未記載の悪質さ

自由民主党愛知県支部連合会による政治資金収支報告書への未記載は、あくまでも各支部が政治資金収支報告書に真実を記載していることを前提とし、両者の政治資金収支報告書を突合することによって判明したものであるが、これを市民がチェックすることは容易ではない。のみならず、各支部における政治資金収支報告書の記載に信頼がおけない場合には、莫大な政治資金を裏金とする手段ともなり得る点で悪質である。

5 共謀関係

以上のように、自由民主党愛知県支部連合会による政治資金の、長期間かつ多額におよぶ各支部間との収入ならびに支出の未記載は、被告発人らによる虚偽記載（虚偽報告）が常態化していたことを意味する。そして、かかる虚偽記載も、前例踏襲的に、故意にされた疑いが濃厚である。

仮に、故意があると直ちには認定できない場合でも、自由民主党愛知県支部連合会の歴代代表者および会計責任者において、いずれにも重過失が認められることは明らかである（政治資金規正法27条第2項）。

- 6 以上のとおりであるから、被告発人らを、捜査の上、政治資金規正法25条1項2号違反及び刑法60条（少なくとも政治資金規正法27条2項）違反により厳重に処罰するよう求める。

証 拠 資 料

- 1 自由民主党愛知県支部連合会の政治資金収支報告書（平成30年ないし令和4年のもの）
- 2 平成30年ないし令和4年の自由民主党愛知県支部連合会の収支明細（エクセル表にまとめたもの）
- 3 自由民主党愛知県内各支部の政治資金収支報告書（平成30年ないし令和4年のもの）（自由民主党愛知県支部連合会記載の収入・支出との食い違いがある分）

附 属 書 類

- 1 資格証明書

被告発人目録

平成30年

代表者 藤川政人

住所：名古屋市西区那古野 2-23-21 デラ・ドーナ 6C

職業：参議院議員

生年月日：昭和35年7月8日

電話番号：052-485-8361

会計責任者 中野治美

住所：496-0875 津島市下新田町2丁目86番地

職業：愛知県議会議員

生年月日：昭和30年6月14日

電話番号：0567-28-3445

令和元年

代表者 藤川政人

住所：名古屋市西区那古野 2-23-21 デラ・ドーナ 6C

職業：参議院議員

生年月日：昭和35年7月8日

電話番号：052-485-8361

会計責任者 横井五六

住所：愛西市西條町東善太149番地

職業：愛知県議会議員

生年月日：昭和31年6月22日

電話番号：0567-28-5258

令和2年

代表者 藤川政人

住所：名古屋市西区那古野 2-23-21 デラ・ドーナ 6C

職業：参議院議員

生年月日：昭和 35 年 7 月 8 日

電話番号：052-485-8361

会計責任者 横井五六

住所：愛西市西條町東善太 149 番地

職業：愛知県議会議員

生年月日：昭和 31 年 6 月 22 日

電話番号：0567-28-5258

令和 3 年

代表者 丹羽秀樹

住所：486-0844 春日井市鳥居松町 4-68 シティ春日井 1 階

職業：衆議院議員

生年月日：昭和 47 年 12 月 20 日

電話番号：0568-87-6226

会計責任者 中野治美

住所：496-0875 津島市下新田町 2 丁目 86 番地

職業：愛知県議会議員

生年月日：昭和 30 年 6 月 14 日

電話番号：0567-28-3445

令和 4 年

代表者 丹羽秀樹

住所：486-0844 春日井市鳥居松町 4-68 シティ春日井 1 階

職業：衆議院議員

生年月日：昭和 47 年 12 月 20 日

電話番号：0568-87-6226

会計責任者 中野治美

住所：496-0875 津島市下新田町2丁目86番地

職業：愛知県議会議員

生年月日：昭和30年6月14日

電話番号：0567-28-3445

	①-② 各支部が県連から収入と 記載 県連未記載	③-④ 各支部が県連に支出と 記載 県連未記載
平成30年	15,412,850	2,333,000
令和元年	16,896,750	2,256,000
令和2年	14,186,800	2,330,000
令和3年	14,315,500	2,462,000
令和4年	16,922,750	2,564,000
	77,734,650	11,945,000